

# Loop ガス料金種別定義書

株式会社 Loop

2019 年 10 月 1 日制定

2022 年 11 月 1 日改定 対象エリア・対象事業者名

2026 年 4 月 1 日改定 申込条件

Looop ガス料金種別定義書（以下、「定義書」といいます。）は、当社のガス取次約款【基本約款】（以下、「基本約款」といいます。）に基づき、当社とガスの需給契約を締結したお客様に適用される、当社がお客様へガスを供給するときの料金その他の条件を定めています。

## 1. 用語の定義

本定義書において、「Looop ガス」とは、基本約款および本定義書に基づきお客さまと当社との間で締結するガス需給契約に従い供給されるガスをいいます。

## 2. 適用条件

本定義書は、一般ガス導管事業者（東京ガスネットワーク株式会社）の託送供給約款で定める供給区域のうち「東京地区等」に位置付けられる区域のお客さまが、Looop ガスを希望され、かつ以下の条件をすべて満たす場合に、適用いたします。

- (1) 当社との間で電気需給契約を締結していること
- (2) 電気需給契約とガス需給契約の使用場所が同一であること
- (3) 電気料金とガス料金を、当社の定める方式により一括してお支払いいただくこと

## 3. 料金

- (1) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金または 本条(2)および(3) の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、毎月、本条(3)②により算定した平均原料価格が本条(3)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により個別約款の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金 に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、基本約款の別表第 3 のとおりといたします。

（算 式）

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき  
調整単位料金（1 立方メートル当たり）  
＝ 基準単位料金 ＋ 0.081 円 × 原料価格変動額／100 円 × （1＋消費税率）
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき  
調整単位料金（1 立方メートル当たり）  
＝ 基準単位料金 － 0.081 円 × 原料価格変動額／100 円 × （1＋消費税率）

（備 考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は、切り捨てます。

- (3) 本条(2)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

57,250 円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

基本約款の別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算 式）

平均原料価格

= トン当たりLNG平均価格 × 0.9479

+ トン当たりLPG平均価格 × 0.0546

- ③ 原料価格変動額次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算 式）

イ) 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ) 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

#### 4. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

（以下、余白）

(別 表) 料金表

**1. 基本料金**

|                      |                           |
|----------------------|---------------------------|
| 1 か月およびガスメーター 1 個につき | 1000 円<br>(消費税等相当額を含みます。) |
|----------------------|---------------------------|

**2. 基準単位料金**

|             |                          |
|-------------|--------------------------|
| 1 立方メートルにつき | 128 円<br>(消費税等相当額を含みます。) |
|-------------|--------------------------|

**3. 調整単位料金**

2 の基準単位料金をもとに 3(2)(3)の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

以上